

お知らせ

業務の再委託について

業務の一部を再委託する場合は手続きが必要です。再委託を行おうとする場合は、必ず事前に再委託承諾申請書（※）を提出して発注者の承諾を得てください。

※再委託承諾申請書（様式）は香川県ホームページに掲載しています。

ホーム > 組織から探す > 土木監理課 > 公共工事の入札・契約 > 工事情報 > 各種様式集

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/nyusatu/koji/yousikil.html>

○ 香川県土木設計業務等委託契約約款（抜粋）

（一括再委託等の禁止）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 受注者は、発注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項について報告しなければならない。